

4月臨時会における議長・副議長選挙に伴う所信表明の機会について

※「所信表明を行う場」について次のように設けることとするが、議会基本条例の制定前であることから、任意で行うこととする。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 名 | 称 | 所信表明会 |
| 2 | 日 | 時 | 平成24年4月26日（木）午後1時～ |
| 3 | 場 | 所 | 静岡庁舎本館 第3委員会室 |
| 4 | 座 | 長 | 所信表明会の座長は代表者会議で決定した者が務める
⇒議会改革特別委員長とする |

具体の実施方法

- 1 所信表明を行おうとする議員は事務局（議事課）に申し出る。
- 2 申し出の期間は4月19日（木）正午～4月24日（火）正午とする。
※19日午前の議会改革特別委員会への報告の後から受付ける
- 3 所信表明は、①議長選挙候補者、②副議長選挙候補者の順に行い、それぞれの発言の順番はくじ引きとする。
- 4 所信表明の時間は1人当たり5分以内とする。
- 5 所信表明会は公開とする。
- 6 条例制定後の本格実施の参考とするため所信表明会の記録を作成する。

※所信表明を行わなかった議員への投票は無効とはならない（有効である）